

「各々の立場で考える障害者雇用」

進路指導部

障害者雇用を考える事業所や働きたい障害者の一方的な思いだけでは就労には結びつきません。究極的に障害者雇用を考えると、『仕事と人材のマッチング』が絶対的な条件となります。常用労働者の実労働時間は三十時間以上四十時間と定められており、本校から企業就労される方もこの基準に則っています。昨今、景気低迷もあり産業界の体力が落ちていますから、この時間数に対する仕事量を確保することが難しいという状況もあります。最近でも、就労した方が離職せざるを得ないという悲しい結末を迎えたケースが数件ありました。ですが、直ぐ進路指導部が再就職のお手伝いをし、別事業所で働くことが出来ていきますから、ご安心下さい。障害者雇用促進法の改正に伴い、就業時間数の短縮化（平成二二年七月より実労働時間が二十時間以上三十時間未満）が選択肢として加わります。仕事ありきで考える産業界の受け入れる幅は、更に広がっていくのではないのでしょうか。